

**平成20年第3回七戸町議会
決算審査特別委員会
会議録（第3号）**

○招集月日 平成20年 9月 4日

○開会日時 平成20年 9月10日 午前10時00分

○延会日時 平成20年 9月10日 午後 2時35分

○出席委員（17名）

委員長	瀬川左一君	副委員長	原子孝君
委員	附田俊仁君	委員	佐々木寿夫君
委員	盛田恵津子君	委員	田嶋弘一君
委員	田嶋輝雄君	委員	三上正二君
委員	天間清太郎君	委員	川村三十三君
委員	松本祐一君	委員	二ツ森圭吉君
委員	田島政義君	委員	中村正彦君
委員	白石洋君	委員	工藤耕一君
委員	田中正樹君		

○欠席委員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	福士孝衛君	副町長	小又勉君
総務課長	塚尾義春君	支所長 (兼支所庶務課長)	千葉岩男君
企画財政課長	楠章君	税務課長	天間勤君
町民課長	岡村茂雄君	社会生活課長	附田繁志君
健康福祉課長	桜田明君	会計課長	小林章廣君
農林課長	森田耕一君	新幹線建設対策課長	八嶋亮君
建設課長	天間一二君	商工観光課長	米内山敬司君
上下水道課長	神山俊男君	城南児童館長	成田武泰君
道ノ上保育所長	向中野良一君	教育委員長	中村公一君
教育長	新谷勝弘君	学務課長	仁和民夫君
生涯学習課長	米澤秀一君	スポーツ振興課長補佐	中野昭弘君
中央公民館長	二ツ森政人君	南公民館長 (兼中央区図書館長)	花松了覚君

農業委員会会長	佐藤 午之助 君	農業委員会事務局長	中野 均 君
代表監査委員	新館 昭子 君	選挙管理委員会委員長	松下 喜一 君
選挙管理委員会事務局長	岡村 茂雄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	小林 広一 君	事務局 次長	築田 政光 君
-------	---------	--------	---------

○会議を傍聴した者（2名）

○会議の経過

○委員長（瀬川左一君） おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で定足数に達しています。

したがって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、9月9日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、昨日に引き続き、一般会計の決算審査に入ります。

120ページ、9款1項1目常備消防費から、124ページ、10款1項7目奨学金費まで発言を許します。ございませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） おはようございます。

消防のことについては、中部上北への負担金等が一部補助金でもって、非常に負担金が少なくなったという経緯があるわけですが、この決算書を見ると、どこからどこへ流用したということは意外に多いですね、ことは。それと関係ありますか、いかがですか。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

常備消防のほうの関係につきましては、負担金だけでございますので、流用とかそういうふうなものはございません。よろしいでしょうか。（発言する者あり）非常備消防の関係のほうでございますね。この辺につきましては、ちょっと私のはっきりまだ把握しておりませんので、19年度におきまして、消防団員の2年に1回の幹部研修等がございました。そのために、ここで言いますと、使用料等で自動車借り上げ等の関係で流用しておりますけれども、当初、町のバス等が利用できるような計画であったらしいのですけれども、この辺で町のバスがどうしても利用できないということで、バスの借り上げ等があったということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員、よろしいですか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） それにしても決算上から見て、いかなものかなと思っているのですよ。この欄からこちらに流用だとかということは、意外に多いものですから。総務課長が担当してなかったと言えればそれまでの話ですが、その点を疑義があったものですかからお尋ねしたということです。

答弁は要りません。

○委員長（瀬川左一君） ほかに。

5番委員。

○委員（田嶋弘一君） 関連ですけれども、私もこの流用について、かなりおかしいなど

いうふうにとったのですけれども、課長がかわって、わからないと言えわからないで済まされることだと思うのだけれども、これも予算からがらっと変わって、決算がこれだけ違うところがあるのだよね。だから、予算というのはちゃんと予算を取ってやるべきことだと思うのよね。ここからこっちに、例えば食費なんかだったかな費用弁償だったかな、それを予算組んでいて、そちらに回したりこちらに回したりしているのだけれども、本来であれば、予算というのは年度のためにどういう行事を行うということで予算組んでいるから、私は流用することおかしいと思うのですよ。それだけそうだということですのでしょうがないのですけれども、ちょっとお聞きしたのですけれども、例えば夏でも冬でも火災とか災害があるのですけれども、冬場の火災のときに、例えば農家であれば小屋とかそういうものがあるのですけれども、全く隣り近所とも余りつき合いもない。また、密集地の住宅地であれば火事になったときに、火災が起きたとき、寒中にどこへ住もうかといったときもなかなか住めないという、また、近くに集会場であればいいのだけれども、集会場というところは布団などもないのだけれども、それでできれば、まず、ふれあいセンターなりかだれ天間林とか、急遽と言えアドバイスできるのは、夏場であれば家族旅行村の施設もありますけれども、そういうのをうまく行政側で火災あった場合に、もし宿を一晩でも二晩でも借りたい、また使ってもいいですよということをうたうことはできないのでしょうか。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

予算の流用に関しましては、今後精査しまして、このような流用等多くないような形で提案してまいりたいと思います。

そして、災害時の関係でふれセンとか、かだれ天間林の利用方法の関係ですけれども、これにつきましては町長認めるものということで、緊急時でありますので、そういう場合はね、いろいろな対応の仕方、そんなに無理ではないと思います。対応はできるだろうと思っております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 5番委員。

○委員（田嶋弘一君） ことしでしたかね、そういうことが冬場にありまして、私、いろいろなところ連絡したのですけれども、結局、それがどうもできない状況になりました。

というのは、今、総務課長から、あとでこういうことということで聞いたら、ガードマンがいるからということで、ガードマンに連絡取ればいいのだろうけれども、ではガードマンで連絡すれば、ガードマンが総務課長かまたは担当課に電話してくれるのか。例えばその場合、いない場合はどういうふうな形で、取れない場合はどういうふうな形で取るべきかということがあろうと思うのですよね。町長だって、町長の許可あるかないか承諾も得なければならないと。

だから、こういう場合に関しては、町長がいなくても許可しますよといった形でもっ

て、例えばガードマンにも、こことこの場合は担当課でもいいし、例えばふれセン使うのであればガードマンいなければならない場合は、職員のだれかが行って一緒に1泊するとかという方向をちゃんと示していただければ、私、これから消防団員の方々にもうまく言えると思うのですけれども。

それともう一つ、この間、災害について、このごろ頻繁に日本列島襲っているわけですが、我が地区にも災害がないとは思えないのですけれども、ある可能性として聞きたいのですけれども、7月24日だと思うのですけれども、マグニチュード5弱かものという強い地震があったのですけれども、そのときに七戸町の火災計画があると思うのですけれども、そのときは大体、課長級の方々が言われなくても出動というか参集というか、するようにはなっていると思うのですけれども、この間の例を挙げて聞きたいと思うのですけれども、そのときはどういう状況でしたか。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 1点目の施設利用の件ですけれども、ふれあいセンター、かだれ天間林、幸いにして当町には寝具、それから炊事、宿泊ができる施設があります。これにつきまして、今後、担当課と早急に連絡体制・運営方法等、また、それら早期に検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2点目の7月24日の地震の件でしたけれども、その時点では、そのとき各担当課全職員が、担当課長等皆出ております。そして被害把握に努めております。その時点では、思ったよりも被害がなくて、本町、支所、道路関係なんかも全部精査した結果、被害がほとんどないという状態でしたので、対策本部等も設置しなかったというそういう状況でございます。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 消火栓と防火用水について、先ほど聞けばよかったのですが、消火栓は法律で何メートル置きとかという法律にはないのでしょうか、恐らく。私の町内で言うと、4カ所あるのですね。先般、うちのところで火事があったのですが、その際にタンク車が出動し、そのタンク車の水がなくなって、和田川から水を揚げるに大分かかったということで、こちらの議員からも指摘を受けて、中部で必ず話をしてくれということで、中部へも話をしました。タンク車に水がなくなって、次の動作へ移るまでに相当時間を要したということで、ですからそういう場合には消火栓が近くにあるか、または防火用水の槽があるか、そういうような点で、ここで聞くというのも大変なことですよ、本当はね。中部の消防署のほうがわかるかと思うのですけれども、ここにたまたま消火栓設置の出ていますものですから、これは中部に負担金を出して向こうでつくるのではなくて、こちらで消火栓をつくってやるということですから。だとすれば、消火栓の設置方法どうすれば消火栓がつけられるのか、よろしいですか。

それから、天間でまだ、天間のほうも全部水道が設置されていると思うのだけれども、

そういうところで遠隔地に消火栓があつて、なかなか使いがたいなんていうようなところもあると思うのですが、防火用水等の防火用水槽そういう設置をしている集落があるのかどうか。知らなければ後でもいいのですよ、そういう方法も迅速にやってほしいなということ。

それから、124ページまででしょう、委員長、どうですか。（「124ページまでです」と議長発言あり）そうですね、124ページの学校生活相談員活用調査研究費の中の相談員の謝礼、それからその下の学校評議員の報酬というのがあるわけですが、相談員はよくわかるのですが、学校評議員の位置づけはどうなっているのか。そして、評議委員会でやったことがどの程度学校に反映されるものか、教育委員会との関係はどうなるのか、この辺のところをお知らせいただければなと思つているわけです。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） それでは、川村委員の1点目の消火栓の設置のほうでお答えいたします。

消火栓の設置につきましては、消防施設費ということで、町のほうで予算は持っております。ただ、毎年設置しても1基というようなことで、予算の関係上なのですけれども、これにつきましては消防署、それから町内会と連絡取り合ひまして、どこが必要なのかということで順次、1基ずつなのですけれども、大変苦しいあれなのですけれども、徐々にふやしていきたいなと思つてました。

大変申しわけありません。防火水槽につきましては集落関係で、私、どこに何があるかと、まだちょっと把握しておりませんので、後ほどお答えしたいなと思ひます。

○委員長（瀬川左一君） 仁和学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） 11番委員にお答えいたします。

最初の学校生活相談員でございますけれども、御存じのように、現在は七戸中学校1名、天間館中学校1名、それぞれ生徒に対するいわゆる不登校とかそれらにかかわる件につきまして御協力を仰ぎながら、個別的指導を含めて行つております。

次に、学校評議員でございますけれども、学校評議員は各校、規則上は5名以内ということになっておりますけれども、現在、各小中学校では3名の方々をそれぞれ委嘱している状態です。

評議員の位置づけということになりますけれども、学校長の求めに応じて学校経営、それから行事等の計画に携わりながら、学校運営の一助に務めているという状態になっております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 済みません。今の質問については、24ページ、10款以降の範囲ではなくちょっと越えましたので、次のページとしたいと思ひます。

10款以降7目のところからちょっと越えますので、24ページの……、（発言する者

あり) はい、わかりました。

あとございませんか。

16番委員。

○委員(白石 洋君) 消防費に関連してお尋ねをしたいと思います。

私、ずっと前の議会のときにも火災が起きたときの町民の皆さんに知らせる消防署からのことについて、余り「ウーウー」というのは5回もやる必要はないのではないかと、せめて二、三回で、もう火災だというのはみんなわかっているわけですから、知らせを受けている町民にとっては「どこだべ」というのが、まず皆さんそうだと思うのですよ。5回もやってから、時には「ピンポンカン」と入れて「ただいまの火災は……」とやりだすから、非常にとろいという感じするのだね。二、三回で、「ただいまの火災は、例えば柏葉町の白石洋の付近のところが燃えているんだ」ということでいいのではありませんか、そういうことをぜひお願いをしたいなと思っておったのですが、さっぱり伝わっていないという感じがします。

それからもう一つは、「火災が終わりました」という報告をするのとしらないのとあるのだね、この間のはしなかった。これは人によってそうなのか、きちんと一定のルールを決めてやらないとまずいのではないかなと、こう思いますよ。

それから、今度は、火災の原因も何だかわからないけれども、「その他火災です」なんてやっているわけだ。何だと思ったら、「立木に雷落ちて焼けているから、その他火災だ」と、それは消防署から聞いたのではないですよ。そういうふうに教えてくれる方もいて、さっぱり何が何だかわからないから、「ただいま雷、立木へ落ちて焦げているとか火災になっているのだ」とかということでもいいのではないかと思うのだけれども、そういうことは一つのルールをきちんと決めてやってほしいなということ。

それから、またもう一つ関連ですが、そういうことを七戸の場合には、毎戸に皆連絡が受けるように受信機があってやっているわけですが、天間地域のほうはまだそうっていないわけですが、これやるといったって膨大な金かかるわけですから、こういったことをやるやると、こういうふうなことでやっているようですが、やっぱり合併してそれなり時間もたっていることだし、金もないというのはわかっているのだけれども、しかし、最近では竜巻が起きてみたり、地域的に豪雨が来てみたり、山走るとか人が埋まるとか、何か温暖化の関係でしょう。これ真剣に考えていかなければならないときだと思うのだよ。

だから、そこで天間地区のほうについては、やるやると言われながらもまだやれないでいる原因はあるのでしょうか、しかし、計画はどうなっているのか。せめて来年ぐらいは、来年度ぐらいにはやるんだという意気込みがないと、先には進みませんよ。金額は大きいから、その辺はどうなっているのか。

この2点についてお伺いをしたいと思います。

○委員長(瀬川左一君) 総務課長。

○総務課長(塚尾義春君) お答えいたします。

防災無線の関係で、消防署のほうの通報の関係、実際、私もそう思っていました。火災の関係ですね、これにつきましてはまた署とのほうとも、何回で放送するのかというのを、その辺きちっと相談しながら進めたいなと思っていました。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、防災無線の関係なのですけれども、今、当初計画ですと、天間林地区のほうにも早期につけたいという話だったのですけれども、七戸地区のほうについている防災無線もアナログなのです。そして、今、更新するとなりますと、デジタルのほうに全面的に変えなければならないという状況になりまして、町全体を全面的に見直ししなければならないという状況になっておりました。それで、実際は試算はまだしてないのですけれども、おおむね全体デジタルで個別無線機を取りつけるとなると、5億円前後かかるのではないかなというような、ちょっとそれで躊躇しているというのが現状でございます。

あと、いつごろ実施設計等に入れるかというのは、まだ、予算等の関係でちょっと私のほうからは何とも言えないですけれども、町長、その辺。

○委員長（瀬川左一君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 補足説明いたします。

合併に伴う重点的な事業の一つでありました。いわゆる新しい町としての一体化ということで、当初は天間林地区だけということで3億円前後でしたけれども、これが、今、課長説明したとおり、全町でもやらなければならないと、5億円でなく7億円ぐらいかかる、一応そういう見通しがあります。去年、おととしから実はいろいろ要望が上がってまして、財政状況にらみながら検討していますけれども、できれば来年ごろから何カ年かの計画でやらないと、いわゆる合併特例債事業ですから、それ自体の今度期間も、到来もするということになります。

非常に災害起きているそういう時期ですので、十分これから検討していかなければならないと、つけるということで検討していきたいというふうに打ち合わせしてしました。

○委員長（瀬川左一君） 16番委員。

○委員（白石 洋君） しつこいようですが、聞いていますと、5億円から7億円かかります。ですから、一気にということにはなかなかいかない。ついては明年度あたりからそれなりの答えを出しながら、一部事業を開始していきたいと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。その辺のもう1回。

○委員長（瀬川左一君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 本格的にこれから予算編成の時期になってきます。当然、大きな事業が、今、駅周辺を初めいろいろあります。そういったものも一応にらみ合わせながらですけれども、事業の着手には、できるだけかかっていきたいということで検討していきたい、そう思っておりました。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございせんか。

1番委員。

○委員（附田俊仁君） おはようございます。

先ほどの非常備消防費の流用の件ですが、町長にお伺いしたいのですが、大枠で見ますと、予算額から決算を引いて不用額を生じておりますね。私は、大いに予算は流動的に弾力的に使っていただいて、その中で限りある予算を何ぼでも節約するといえますか、そういう形の流用は大いに結構と思うのですが、町長の見解はどのようでしょうか。

○委員長（瀬川左一君） 町長。

○町長（福士孝衛君） お答えを申し上げます。

かつては予算はすべて使うべきだと、そういう習慣といえますか、あったわけですが、今、我々はできるだけそれぞれの課で予算はつけたにしても、いろいろなものを節減し、そして合理化しながら、残る不用額が幾ら出ても出せるように、幾らかでも多く出せるような方向で進めてもらいたいということをお願いしていますので、その中で処理しているということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（瀬川左一君） ほかに。

8番委員。

○委員（三上正二君） 消防の件なのですけれども、うちの会社も10月に火事になったばかりなのですけれども、一番わかっているのですけれども、そのときに実際、通報したのは私がしました。そのときに、自分の会社名をしゃべって住所もしゃべったはずなのですよ。ところが放送されて、うちの地区の4分団なのですけれども、七戸の、4分団で来たのが、放送されたか、しゃべったにもかかわらず別なほうをしゃべったのですよ。間違っ消防車が別なほうへ行ったわけ。皆さんにも迷惑かけたのですけれども、火災当初の5分、10分というのは、かなりな大きな意味示すわけですよ。事情聴取も受けたところで、どうしてあのように言ったときに、あのようにやらないのか、これは私のほうだけでなくほかもそうなのか、ほかもそうだと。なぜと聞いたの、しつこく。プライバシー上とかそういうなのしゃべって、家の前で火事起きているのでここで起きているのでと云えば、そんな放送してみても、どこどこ宅の付近なんて、実際ここだとはしゃべっているのだよ。そういう形で5分、10分のおくれあったと思います。だから、起きたのは、私のことどうのこうのと言うのではなくて、恐らくそういう体質なりあると思うのですけれども、通報した人は、どこどこで火事起きてもしゃべっていると思うのだ。だけれども、それについて消防消防で放送、防災無線でも放送したときに見ても、どここの付近、それ見て消防車が走っているわけですよ。消防団とかは。全然違う、一番にうちのほうやったけ、沢向かいの横長根の小館さんのほう、こっち側へ行ったのだよ、間違ったと。だから、そういうことの形のないような形にできないものだろうか、これは本当に5分、10分が命取りになりますよ。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

付近というふうな通報、防災無線の関係ですけれども、これはちょっと前に聞いたこと

あるのですけれども、防災無線で家屋特定しますと、今度はそこへ一般の方々が逆に集中しまして、消防自動車が入れないような事態になるおそれがあるというのが1点あるみたいで。そのためにぼかすと言えば変なのですけれども、一般車両が詰めてしまって消防車が入れないという状況があるということで、何かそういうふうな放送の仕方というのもしているようでございます。

その辺につきまして、多分、町中だとか一般人の車でどンドン行くと、消防自動車が入れないというような状況になるかと思えますけれども、民家の少ないところであれば、直接だれだれ宅というふうなことも可能だと思えますけれども、その辺、できれば消防職員中部4カ町村から集まっているものですから、どういうふうな地形かというのはわかりませんが、その辺もうちょっと消防署のほうともまた検討させていただきたいなと思えます。

○委員長（瀬川左一君） 8番委員。

○委員（三上正二君） いろいろな事情があつてそうだと思う。でも通報したときには、必ずこちらは慌てて、消防署員はやはり冷静なもんです。救急隊員もそうだし、だからどこにどういう状態だと、ちゃんと聞くのだよ。だから、それはそれで当たり前だと思うのだけれども、ただ、町中であればそんなに遠くないからいいけれども、ところが部落のほうで、おれのほうであれば隣の部落、沢一つ向こうへ行ったりだとね、とてもでないがこれなんねんだい。だから、やっぱりその辺のところは何というのかな、そうでなかったら消防団の、消防団の人たちもそれを聞いて、そらっと走っていくもんだところで、正式な連絡待っているわけではないと思うのだよ。その辺の消防団の、まだ中央消防署でどうもならないから、消防の人たちの体制とかそういう取り方というのは、やっぱり何らかの方策とらないと。防災無線で流すのはそれでいいとしてみても、だったら消防団の形の体制の取り方は考えたほうがいいのですけれども、その辺はどういうふうに。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

消防団の関係につきましては、全部、団の車、消防車に無線がついております。ですから、今は全部指令車のほうから無線で場所の特定、どこから入ると一番近いですよとかと、そういうふうなものも全部無線で連絡して、そういう現場へ急行するというような体制にはなっておるはずなのです。（発言する者あり）たまたま、その辺、無線等の連絡が密にいかなかったのかなというような、そういう感じで受けていますので、注意しておきます。

○委員長（瀬川左一君） 14番委員。

○委員（田島政義君） 総務課長、今、コンピューターの時代で、カーナビなんかも電話1本でぴたっと行く時代だから、本署に電話が行ったら、押したら大体地図が、天間でも七戸でも両方置いてやれば、そこへまともに行くのだから。場所も指示できるようなそのシステム、お金かからないような方法でやらなければ、今みたいな付近付近と、とんでも

ないほうへ行ったりするから。やっぱり個人情報なりもあるでしょうから、そういう対応できるようにしたらどうですか。ここで消防団の話していただいてもきりないから、検討していただきたい。中部の議員の方、よろしくお願いします。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 124ページ、一番上の外国語指導助手の事業なのですが、外国語指導助手というのは七戸に何人いるか教えてください。

○委員長（瀬川左一君） 仁和学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） お答えいたします。

現在、外国語指導助手は2名おります。内訳ですけれども、旧七戸地区担当1名、旧天間林地区担当1名というふうな形になっております。

それから、この場をかりてちょっとお知らせしておきます。

実は8月31日をもちまして、七戸を担当しておりましたカルロ・ジュリアンという方がカナダへ帰国されました。そのかわりに8月6日から、ブランドンといいますけれども、広報等でもお知らせしておりましたが、身長が198センチございます。22歳の男性の方ですけれども、新たに配置いただきまして、旧七戸地区学校・幼稚園等で現在活躍していただいております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） これからの私の話は意見ですから答弁は要りませんが、私はかねてから現職のあたりから外国語指導助手というのについては、かなりの疑問を持っていたのです。疑問というのは、1週間に1回とか2回とか来る、そのために先生方が大騒ぎすると、そして実際、教育はそんなに進んでいるかということ、勝手に私の考えですから、そうも感じていないのです。

今、小学校でも英語教育を行う、小学校の英語教育についても、これはいろいろな学者からの批判などもあるのですが、私もそういうふうに、小学校の英語教育については必要ないと思っているのですが、外国語指導助手については必要ないと思っているのですよ。だから、これは七戸町では800万円もかけて、外国人の指導助手を置く必要があるかどうかという疑問を持っています。

今のは意見だけです。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） それでは、124ページ、10款2項1目学校管理費から、129ページ、10款4項1目幼稚園費まで発言を許します。ございませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） スクールサポーターと図書費についてであります。スクール

サポーターは、今、2名ですか、現在。このサポーターの方々の謝金と書いてあるのですが、もっと賃金は上げてもいいのではないのかなと。これ8時間労働でしょう、丸々8時間いますよね、学校に。そうだとすれば、サポーターですから、もっとやってほしいなと、こう思っているわけです。現在、女性の方々だけでしょうか。

それから、2番目は学校図書費、私、毎年言っているのですが、小学校のほう15万円ぐらいですか、1校当たり、中学校は20万円ぐらいですよね。財政課長、これちゃんと交付金の中から来ているものを、小学校のほうに回さないでピンはねしたとかということもあるわけですから、多分、ピンはねもしているだろうと思う。とりわけ今度、義務教育費も今まで2分の1から3分の1に減ったということを考えますと、先生方の労働に合わせて、非常に地方自治体のこの負担分が多いわけでありますだけに、できれば前回も一般質問の中で答弁があったように、読書をさせることによって子供たちの落ち着き、それから心の中の成長が速まるということが証明されていますだけに、私は、この点についてはピンはねしないで、学校教育法にのっとりた金額を配分してやるべきだと思うのですが、その点、財政課長と学務課長のほうからお聞きしたいと、こう思っています。正直に答えてくださいよ。ピンはねされているのならピンはねされていますと。

○委員長（瀬川左一君） それでは最初に、学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） 11番委員の質問にお答えいたします。

最初のスクールサポーターの件でございますが、19年度は城南小学校に1名配置しております。19年度6月補正におきまして、生活支援員の設置という形で、さらに西小学校及び城南小学校のほうに2名配置いたしました。活動的には、スクールサポーター支援員、同じような形態で学級経営等の協力を仰いでおります。報酬等の関係でございますけれども、現在は、1日、6時間という形でございます。大変少ないかとは思いますが、1時間1,000円というような単価で計算させていただいております。

それから、次、図書費の関係でございますが、図書費につきましては、文部科学省のほうでの算定基準がございまして、小学校におきましては1学級当たり18年度までは2万4,300円、中学校では4万9,600円の1学級当たりの単価というものがございませぬ。私どもは、それに基づきまして予算要求のほうはさせていただいております。19年度から、さらに5カ年計画ということで、この単価が小学校におきましては3万8,200円、1学級で1万3,900円、中学校では7万7,460円、2万7,860円、それぞれ増額ということが示されております。19年度におきましてもこの単価に基づいてお願いしたわけですが、結果的には50%程度という形になっております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 図書費の御質問に対してお答えいたします。

交付税算入があるということでございますが、それはそのとおりでございますが、ただ、役場の中での全体的な各課からの要望・要求に対する全体の調整の中で、大変申しわ

けないことではありますけれども、実際問題として交付の算定になっている基準額を配分できていないというところは、そのとおりでございます。

ちなみに平成19年度は小学校・中学校とも20万円ずつの配付で、先ほど川村委員御指摘のとおり、1校当たり小学校では15万円、中学校では20万円という積算といえますか、計算になります。20年度については、10万円ずつ増額をいたしまして、小学校70万円、中学校費に70万円ということで、若干の増額は見てございます。今後も十分全体的な予算の精査の中で、調整の中であるべく対応をしてみたいと、こういうふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 図書費は50%ぐらい、交付金の50%ぐらいということになると、全く恥ずかしいことですね。一般の町財政の中でも、大体3割ぐらいは切ることができるけれども、半分まで切るということになれば、これはひどいですよ。財政権を持たない教育委員会においては、それ以上の強いことを言えないわけですよ、町長部局に対して。これだけにしてくださいという、それで終わるのですよ。ここに教育委員長もおりますから、教育委員長、今度は教育委員会の権限を強くして、これを8割ぐらいにするとか、せめて半額は超えなければいけないと思う。国から来たものの半額で満足するようなことなく、やっていただきたい。

私は、学力テストについても聞きたいわけなのですが、今、全国で学力テスト1位のところが秋田県だそうですね、秋田県に学校視察が殺到していると聞いているのです。青森県に学校視察に来た、学力テストに関して来たということは聞いたことはないけれども、東通村には行ったという声は聞きました。

少なくとも義務教育においては、この貧富の格差によって学力が生ずるなどということのないように、義務教育の根幹はそこにあるわけですから、才能を伸ばせるような学校教育の本旨にのっとって、私はやってほしいと思うのですよ。ですから、そういう意味においても教育委員会がもっと町当局に対して、町長部局に対してやってほしいなど、要求してほしいなど、このことを強く求めたいものであります。

次に、幼稚園についてお尋ねいたします。

幼稚園は聞いていいですね、幼稚園までですね。今、幼保教育というもの、保育所と幼稚園との連携を考えているわけですが、七戸町には公立の幼稚園は、しかし、他のところでは公立の幼稚園はだんだんだんだんなくなっていく傾向にありますよね。この幼保教育をどういうようにとらえているかですね、保育所も民間に移譲してきたという今日において、これからの幼稚園教育と保育所との関係をどうとらえていくのか。そして、そのことによって保護者のいわゆる経済的負担がどれぐらいになると算定しているか。もう一度聞きますと、幼稚園を今後どうするのか、幼保教育とどう結びつけるのか、そのことによって幼稚園におった保護者の教育費の負担はどの程度になるのかということも、わかりまし

たらお知らせください。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 仁和学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） お答えいたします。

最初の幼稚園の今後ということですが、幼稚園につきましても、委員おっしゃったように、行政改革の中におきましても近い将来、閉園、もしくは廃止というような言葉でうたわれております。私どもといたしましては、幼稚園につきましても幼稚園審議会、または定例教育委員会におきまして、それぞれ協議してきております。また、文教厚生常任委員会のほうにおいても幼稚園に対する意見を求められ、これにつきましては20年1月25日付をもちまして、常任委員会の要請事項についてということで回答を出させております。当然、幼稚園審議会の意見、また、定例教育委員会における教育委員会の意見を合わせまして出しております。

要請事項は、七戸幼稚園の運営の方向性を検討すべきであるということの要請でございました。これにつきまして、幼稚園運営審議会並びに定例教育委員会におきましては、五、六年先を見据えながら、継続運営を要望いたします。理由といたしまして、平成19年9月の学校教育法等の改正により、幼稚園の学校費における位置づけ、また、学校教育法に基づく幼稚園運営の充実が期待されていること。また、運営審議会、教育委員会におきましては、現施設での運営が可能であること。また、保育に欠けない子供の場の確保、美光園園児の場の確保等を添えまして回答しているところでございます。教育委員会の立場としては、教育の町という言葉でうたっておりますように、幼稚園そのものも必要であるということを考えております。

幼保教育についてということでもありますけれども、当然、ただいま申しました等を踏まえまして、現在、教育委員会では幼稚園・保育所、それから小学校・中学校・高等学校、それから県立養護学校を含めた町づくり委員会というものを組織しまして、それぞれの立場での情報交換等を進めながら、昨年度から3年計画という形で進めております。

幼稚園運営とは直接かわりない面もあろうかと思っておりますけれども、幼保、それから小・中・高・養護学校というふうなつながりを持ちながら、よりよい運営というものを検討しながら進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 保護者の経済的負担についてもお願いします。

○学務課長（仁和民夫君） 大変申しわけありません。

保護者の経済的負担ということですが、現在、幼稚園は時間も午前9時からお昼終わりますして午後1時、もしくは2時という段階で帰宅しているのが現状でございます。要望によっては延長も行っております。4,400円で、保育所料金等と比べますと、保育所料金はちょっと詳しい内容までわかりませんが、当然、朝から夕方までということになると、所得にもよるかと思っておりますけれども、かなりの金額になろうかとは

思います。

先ほども申しましたように、幼稚園におきましては、いわゆる家庭で保育できる子供というようなとらえ方、それから保育所は家庭で保育できないというような文部科学省と厚生労働省の考え方の当然違いというのもありまして、そのような形になっております。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 幼稚園は、まだ存続させるという方向で今のところ考えていると、こう言いましたが、前々から指摘してあるように、2時、3時に園児が帰れるというのは、ごくごく一部の家庭ですよ。それから、合併した後、天間地区からも幼稚園に行きたいという人もいると思うのですよね、そうした場合に現在の場所でいかどうかということになれば、当然、考えざるを得ないだろうと、こういうような気もしてならないわけですよ。

ですから、議会のほうの文教委員会でもそういうようなことも考慮していると思いますけれども、そうなった場合に、あくまでも幼稚園は幼稚園教育で行くのか、幼保で行くのかということで、大分違うと思う。ただ、幼保となりますと、幼稚園の中にさらに保育士を置くとか、そういう形の中でやっていくか、または移譲したところの保育所に委託をするか、そういう道しかないわけなのですが、今のところはそこまではまだ検討されていないのですか、いかがです。

○委員長（瀬川左一君） 仁和学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） お答えいたします。

現在のところ、そこまでまだ検討しておりません。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） 次に、130ページ、10款5項社会教育総務費から、134ページ、10款5項7目生涯学習振興費まで発言を許します。

12番委員。

○委員（松本祐一君） 132、133ページの南公民館費と中央公民館費の関連でお願いします。

先日、三上議員から、盛田稔先生の記念図書館を創設してほしいという意見が出ましたが、私も大賛成であります。ぜひ書籍、古文書等約6万点というのですか、6万冊というのですか、七戸町の貴重な財産だと思いますので、ぜひ残して推し進めていただきたいと、そのように思います。

また、教育長から中央図書館の歴史が、るる経緯が説明がありました。私も初めて知りました。さかのぼれば大正4年ということで、本当に先人の方々に感謝したいなどと、そのように思っております。

そういうわけで、今の公民館と図書館、合併する前に、平成16年かな、平成17年か

な、たしか500万円かけて地質調査した経緯があるのですよ。そしてまた、実施設計はしていませんが、ある程度の図面があるはずですよ。そのためにも早く整骨院さんのほう買取したりした経緯があります。そういうわけで、その計画がまだ残っているのかどうか、生きているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（瀬川左一君） 南公民館長。

○南公民館長（花松了覚君） まず、盛田先生の蔵書についてですけれども、直接私たちのほうに、図書館に直接的な話はありませんので、そちらのほうは御勘弁願います。

南公民館の建設についてということで御質問ありましたけれども、現在、その計画については、私のところには書類等では残っておりません。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） 十何年ですか、あったのですか、（発言する者あり）私、社会教育委員やっていたときに1度見た記憶がございますけれども、そのことについて建設をすとかしないとかという話には参加したことがないわけですが、ただ、ちょっと考えてみますと、天王神社の下のほうの途中で道路はとまっているところありますよね。あの奥のほうに生涯学習施設か何かをつくるという予定も昔あったとかと、それがストップがあったというのが1点聞いてございます。

それから、2点目は土地を購入して、そここのところの地質調査をしたということは私わからないのですけれども、こういう建物はいかななものということで図面といいますか、想像図みたいなものを書かれたのは見た記憶がございますが、その後、その建物を建てるとかというところまでは私はちょっとまだ検討しておりません。

ただ、合併後にいろいろと状況も変わってきておりますので、もし、今、松本委員からそのようなお話があるとすれば、再度、それも検討の余地があるであろうというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 町長、この件について。

町長。

○町長（福士孝衛君） お答えを申し上げます。

生きているのか死んでいるのかと言われますと、非常に答弁に困るのですけれども、あそこに図書館ですか、建てたいということでいろいろ検討をしたことはあります。ただ、地質調査までしたかどうかというのは記憶にありません。調べてみなければならぬ。ただ、その後、今、教育長からもお話になったように、貝ノ口に生涯学習施設ということで3点セットでつくろうという話が浮上しました。浮上して、私から提案したのですけれども、それは公民館と図書館と文化会館の内容、その三つをあわせてつくろうということで、金額にして20億円ぐらいかかるということです。そういう計画でありました。

しかし、あそこは県では、発掘調査して記録保存すればいいよということの許可を得

て、そして工事を進めたわけですけれども、発掘してみたら非常に貴重な遺跡だということで、そこは建てることはあいならぬということになりました。そういうことで貝ノ口につくるといのがその後に出てきているので、そこに図書館をとというのは、その時点である意味では聞いたのかなという思いもあります。そのぐらいにしか答弁できません。

また、白石委員も一緒にその辺については非常に熱心な方でしたので、その辺を認識しているのかもしれませんが、そういうことであります。

以上であります。

○委員長（瀬川左一君） 12番委員。

○委員（松本祐一君） 私の言っているところは、ヤマサンストアさんの向かいのほう、今現在あるところなのです。そして、林整骨院のところも買収したのです。そういう意味において、たしか。これ間違っていたら訂正しますけれども、その当時の公民館長さんは今の小林会計課長さんでなかったでしょうか。そうだったはずですよ。

それで、さっきも白石さんの名前が出たので、白石委員さんが質問して地質調査をやったらどうだということで、実際地質調査500万円かけてやったのですよ。図面があるはずですよ。それは本当の実設計ではないですよ。大ざっぱなあれで、駐車場はこうでこうだというのはあるはずですよ。だから、私の言っているのも今やれとか言ってないのですよ。財政にゆとりができれば、その計画をやるのですかということなのです。余裕ができれば、今、こういう財政ですからできるはずがないのはわかっておりますので、その計画が生きているのかどうかということを聞いているのです。

○委員長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございせんか。

6番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 130ページの19節、一番下のほうの町子供会育成連絡協議会の補助金について、ちょっとこの内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

町子供会補助金の内容でございます。町子供会は、七戸地区が24、天間林地区が11地区、35の単会がございます。それで組織しておりまして、その中身については、連合会で使う、町子連で使うものと単子にわたる助成金というふうにして分かれております。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 6番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 個々のことはちょっとわかりませんが、私たちの花松地区のことを例にとってお話ししたいなと思いますけれども、実は私ども機会がありまして、

招待と言えはおかしいけれども、受けまして行ったわけですからけれども、年々助成金が減っていている。子供も減っている割にしては、活動もしなければならぬというこのギャップもあって、なかなか負担金も大変だということの中で、瓶回収やら新聞の回収やらさまざまその地区でやったわけです。そうして、そういった意味では経費というものを捻出してやっているわけですからけれども、ことしもまた減らしたかどうかということをお聞きしますけれども、どうですか、その辺のところ。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

同額とっていました。

○委員長（瀬川左一君） 6番委員。

○委員（田嶋輝雄君） そこで、たかが5,000円だ1万円だという減額でございますけれども、その1万円や2万円の中で、親と子の触れ合う活動が少なくなったり、いろいろなことをお互いに一つ二つ減らしているようでございます。そういった現状をこれからちょっと精査してみて、どういう環境にあるかということ育成協議会というのは必ずあると思いますので、そのところで聞いてみていただければ幸いだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（瀬川左一君） 8番委員。

○委員（三上正二君） 二、三点。今の町子供会育成連絡協議会のこと、先ほど田嶋委員と重複する部分もあるのですけれども、これ全体で使うと、七戸・天間24と11の差、これが同じなのか。

それから、同じところの社会教育総務費の中でも負担金補助及び交付金とありますけれども、それと、132ページの中央公民館費の中で、負担金補助及び交付金とあるのですよ。その中見れば、前段の130ページの補助金の中で、てんま夢創会補助金、それから町青年団活動補助金とか少年育成会補助金とあるのですけれども、ところがこっちの南公民館の次の132ページに来ると、補助金の中で町文化協会補助金、町連合婦人会補助金とあるのですけれども、社会教育総務費と同じ補助金、中央公民館としてのこの定義というのはどうなっているのか。分けるのに、どれどっち入って、どれがどっちというのが、どういうふうになっているか、それを教えて願えませんでしょうか。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

1点目の子供会、七戸と天間の差があるかどうかと、これはございません。これについては、町連Pの理事会で決めて、同額ということでやっております。

それから、補助金の割り振りですが、（「定義」と発言する者あり）定義ですか、そこまではちょっと理解していないのですけれども、何とも言えないのですけれども。

○委員長（瀬川左一君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二ツ森政人君） では、三上委員にお答えします。

先ほどの夢創会でしたか、文化協会のほうですか。（発言する者あり）文化協会につきましては、平成18年4月に合併した時点で補助金の内訳、七戸では8,000円のを1万円に上げて、旧天間のほうは一応平成20年度までは段階的に、（発言する者あり）

○委員長（瀬川左一君） 8番委員、もう一度、わかりやすく。

8番委員。

○委員（三上正二君） 言い方が悪かったと思います。

生涯学習課長の説明も、例えば似たり寄ったりの活動なのですよね。だけれども、例えば社会教育という形の中で物事をとらえたというのは、子供会がもちろんそうでしょうし、町の青少年育成町民会議とかそういうような、これはわかるのですよ。ただ、てんま夢創会の形の中に入っているのですけれども、それと合わせて公民館の同じ負担金補助及び交付金なのですけれども、町の文化協会の補助金はこっちに入っているのですよ。恐らく、これも間違っていたら教えてもらえばいいのですけれども、町の文化協会の中には夢創会は、例えば太鼓とか踊りとかの形だと思うのですよね。そういう形のものが社会教育の中に入っていて、こっちにも入っていれば、その定義というのかな、何がもって公民館活動の形に予算持つのか、金額多いとか少ないとか、そういうことを言っているのではないのですよ。何をもってこちらに入れるのか、何をもって社会総務費のほうに入れるのかと、それを教えてくださいというの。その定義。

簡単に言うと、てんま夢創会の形は、町の文化協会補助金の中に額は同じにしても、それは入るべきではないのでしょうかということですよ。意味わかりますか、そういうことです。

○委員長（瀬川左一君） 中央公民館長。

○中央公民館長（ニツ森政人君） 平成20年度から、夢創会は文化協会のほうへ加入しております。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

5番委員。

○委員（田嶋弘一君） 先ほど、柏葉館の話も聞いたのですけれども、南公民館のところを関連でお聞きします。それと、中央公民館のほうと、三つのことで聞きたいと思いません。

まず、先に中央公民館のほうですけれども、再三、私、町長に町民運動会の開催できませんかということ言っているのですけれども、というのも合併前に旧天間では運動会やろうということで、あのトラックを雨の日も、少々の雨でもできるということでグラウンド整備して、1千何百万円だか2,000万円かけてやったわけですよ。今のところ、合併してからずっとそのままの状況にあります。もし、今のところであれば、管理委託して草など刈っているだけぐらいのものであって、使っていないと言えばほとんど使っていない状況にあります。もし、これからどういう方向性になっていくかわからないけれども、町

長に再三聞いているのですけれども、あれば来年、町民運動会できるのかできないのかを一つ聞きます。

それと、南公民館についてですけれども、合併当時に早く統一したらいいではないですかということで、南公民館については図書館等などを移転したらどうですかという話が出ていたのですけれども、このたび今の図書館をもう少し大きいところに移して、支庁舎のほうに移したらどうかという話ですけれども、南公民館と柏葉館に見ているのですけれども、柏葉館は朝9時から夜9時まで委託して、時給何ぼで人をお願いしていると。ところが需用費を見れば、南公民館と柏葉館、大体同じくらいのお金が使われているのですよね。これを早く何というか、見直しというか統廃合というかそういう方向性、柏葉館のほうを重点的に使うという、頭を使ったほうがいいのではないかなというふうに私は思うのですけれども。というのは、補償費のところでもそうですけれども、全部成人式とか公民館の謝礼というのは、柏葉館のほうをほとんど使っているように思うのですけれども、その辺どうなのですか。

○委員長（瀬川左一君） 町長。

○町長（福士孝衛君） 田嶋委員にお答えを申し上げます。

町民運動会をやるべきだと、合併して、それをある意味では記念する形でやるべきだという要請はたびたび伺っております。そういう方向でなれば、私も非常にすばらしいことだというふうに思っております。ただ、今までのやめた経緯、七戸で町民運動会もありましたけれども、七戸で休止したといえますか、やめた経緯は町内から参加する方々がなくなったということでもあります。

また、天間林でも何年か前に自然に、合併したからなくなったということですが、そういうことでそういう経緯等も調べながら、また、新たに町民運動会ということで区域を統廃合してですが、何区域にしてやればすばらしい運動会になるかということ等も、検討を要するものがあるだろうというふうに思っています。それらを精査しながら、そこでやったほうがいいのかという町民の皆さんが盛り上がってくることを期待しながら、対応しなければならないものだというふうに思っております。これ時間がかかるとは思いますけれども、ぜひそういう形で一体的にみんなが交流し合いながら、楽しんでいければという思いをいたしております。

あと、南公民館、柏葉館ですけれども、これはそれぞれに目的が違うわけでありまして。南公民館と言いますけれども、ここは主として図書館を中心として動いているというのが、（発言する者あり）いいえ、南公民館ですけれども、図書館が大半を占めているということでもあります。そして、まだまだ狭いと言われてもいるわけでありまして。図書館として。柏葉館は、生活改善センターということで、そういう方向に運用しているわけです。そういう形でいろいろな諸会議とか、また、生活を改善するためのいろいろな行事等もやると。また、それだけのスペースのある大広間もありますので、そこを利用して今の盛年式とか、また成人式等を行っているということで、今の段階では目的を持ってそれぞれに

それなりの活用をしているということですので、いましばらくいろいろな状況が整うまで今の形のほうがベターではないのかというふうに思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○委員長（瀬川左一君） 5番委員。

○委員（田嶋弘一君） 合併というのは、お互い一つのものに金がかかると、二つのものを一つにしていくと、スリム化を図ろうということが基本だと私は思います。

そこで、今の旧天間にあるトラックのことですけれども、本当にこれから何もやれない状況であるのだとしたら、分譲して売ったほうがいいと思うのですよ。旧天間ではやろうということで、トラックを何千万円かけて直して、合併と同時にやれませんという、町長、聞いていますか。トラックどこにある、そこにあるべな。（発言する者あり）陸上競技のできるどころのことをトラックと私、ちゃんとしゃべらなくて申しわけありませんでした。ということで、例えば雨が朝まで降っていても、10時ごろになればできるということで、町民一体となって当時の村長がトラック直しましょうということで盛り上がって、合併と同時にチャラになったという。今は野球球場を二つという形で使っているのだけれども、ほとんど半分が、ただ草だけあります。

だから、私、もし町民運動会もできないくらいであるのだとしたら、半分分譲して売ったほうが役場のためになりますよ。町民のためになります。そういうことを言っているのですよ。それが今これからだんだんにある施設のおかげで管理経費だけかかっていく、柏葉館と南公民館もそうですけれども、この間浮上してちょっと没になったけれども、町長がその辺のことを見直しをちゃんとやって渡していかないと、次にやった人はもっと厳しいことになるから、私、あなたに90%やってくださいと、去年からしゃべっているのですよ。何とか90%近く統一してやってください。何もこれ町長が腹くくって、町民に何言われようが、もうこうしないと経営ならんぐらい腹くくってやってくれば何もすんなりいくことなのですけれども、答弁できるならしてください。

○委員長（瀬川左一君） 町長。

○町長（福士孝衛君） 答弁したいと思います。

さっきから申し上げていましたいろいろそういうやめた経緯、その他を調べながら、新たな事務の範囲を決めながら、そして可能な限り適切な町民運動会にしたいということをお願いしてきました。やらないということではありません。ただ、それがちょっと時間がかかるのではないかとのお話をただけでありまして、やらないということではありませんので、その辺は理解をしていただきたい。

また、すべてを何でもかんでも合理化だと、ばんばんとやめてしまえ、それは合併の本来の趣旨に合わない。合併の趣旨は、そこに住む町民がそれなりの利便性を得ながら、合併してよかったと思えるそういう町づくりでなければだめだということですので、何でもかんでも金かかるからやめてしまえ、二つを一つにしてしまえということは、今の段階ではちょっと早過ぎるのではないかという思いがあります。

いろいろとそういう思いが熟成して、自然に皆さんが合意をしてなるというのは、これは極めていいことだし、我々もそうなるように努力をしていくということも、これも大変重要なものであります。そう思いますので、ひとつ何分その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 町長の答弁を聞いていますと、町長、疲れたでしょうね、疲れませんか。気の毒だと思うから、答弁していることに誤りがある。例えば、南公民館が図書を中心としている活動をしているなんて、南公民館長、今、来ていますよ。南公民館のことを言っているのですよ。（発言する者あり）だから、それは図書を中心とした活動ですということ自体が誤りだと指摘している。よろしいですか、前七戸町の文化協会の主たる活動をしているのは南公民館ですよ。町長、見たことございますか、少ない経費でもって独自で展開しているのが、南公民館の文化活動であります。ですから、きょうは傍聴人は少ないからいいですよ。恐らく来た人は、聞いたら怒ると思えます。

私の質問をいたします。

分館の運営費についてはきのうも言いましたから、副町長、ことしじゅうに法にのっとったような運営をして来年度の予算編成をしてほしい、これ以上は言いませんから、いいですね。これは教育長にも責任があるわけですから。大変な改革にもなろうかと思うので、問題も含んでおりますから、早く善処していただきたい。

それから、町の補助金、助成金をいただいてグループができますよね、グループができるわけだ。そして、それで資材等を買ったり、また用具を買ったりするわけだが、ある程度成長していくと補助金を打ち切る場合もあるのだけれども、その打ち切った場合のその補助団体がいつまで、例えば文化活動なら文化活動を維持していく責任はあると、町では感じていますか。これは恐らく教育委員会のほうだろうと思えます。

もう一度聞きますよ。補助金制度で育成していた文化団体が補助金を打ち切られた場合に、補助金がないからやめると、そこでやめていいものかどうかということをお断りに聞きたいわけでありまして。それは、教育委員会の問題でもあろうかと思うので、お答えいただきたい。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員の答弁は、ここでトイレ休憩のため暫時休憩します。30分まで。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時33分

○委員長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

11番委員の答弁を生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

先ほどの規定があるか、それから年数があるかというのは、規定はございません。年数

もございません。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） せっかく地域の人たちが、自分たちの文化をつくろう、または活動をつくろうとして、それを町が認め、助成を出していた、何年か続けて助成を出していたと。ところが、助成金が切れたからその途端にやめたとかということになると、これは助成金を当てにした団体でしかないと認めるわけですよね。しかし、本来はそうではないでしょう。助成をするということは、本来的には将来に一本立ちできるようにしたいから助成をしているのですよね。ですから、私が今聞いているのは、助成金が切れた途端に、その活動が停止した場合に、町としてどういう対応をとれるのかということを行っているのです。せっかく育てていたものが、その途端に切れるとなると、これは大変だと思うわけです。

それから、中央公民館について、前にも副町長にお話ししたことがあるのですが、非常に下のほうが、床はよくなりました。ところが、踊りを踊っても舞台が明るすぎるそうです。バックが。照明をやりますと、バックが輝いて、踊っている人自体が見えなくなるのだそうです。それから、マイクが悪いということをしていました。スピーカーだかマイクだかわかりませんよ。そういう話が聞こえてきました。「おまえ一番しゃべれるからしゃべろ」と、「はいっ」と言ってきましたけれども、別に私はこちらのほうから票もらいませんでしたけれども、中央公民館長、せっかくああいうように舞台のバックが本当に白いですよね。あんな明るい舞台は見たことないわけですけども、いずれにいたしましてもそういうような要請がありまして、直してもらえないかなど。主役がぼけてしょうないそうですから、そういうことでございます。回答要りませんので。

○委員長（瀬川左一君） 先に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

過去において、教育委員会ばかりではないですが、前にもありましたが、観光課にいたときに、商業を助ける会というのがありまして、そこも最初は補助金をもらってました。3年後たったら私たち自主的にやるよということで、今現在、補助金は出していないのですが、町としてはバックアップする形で、何かできるものあれば教えてくださいという形で、今現在も進めている団体もあります。

今の教育委員会のほうについてもやっぱり自主的な活動、これには大いに賛成です。また、こちらのほうでもバックアップしていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員、よろしいですか。

○委員（川村三十三君） 結構です。

○委員長（瀬川左一君） ほかに。

8番委員。

○委員（三上正二君） 質問ではなくて、私も議運の委員長で、これでよかったのかなと、たまたま今気がついたものですから。例えば、今、報告書の中で出席を求めた者、委任された者という形であるのですよね、この中に先ほど公民館の形とか図書館の形でやっていた、たしか前回は中央図書館館長という肩書きがあったと思うのですよ。多分、それ南公民館長が兼務していると思うのですけれども、ただ、せっかくあそこに中央公民館という形があれば、中央公民館館長が兼務であろうとも名前があつてしかるべきだと思うのですけれども、これでするしければよろしいのですけれども、ちょっと気になったものですから。（発言する者あり）いや、どういふのだろう。ただ、前の続きですけれども、図書館のことがありながら……。

○委員長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○委員長（瀬川左一君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

ほかにございませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） 次に、134ページ、10款5項8目コミュニティ推進費から、138ページ、10款6項3目温水プール施設費まで発言を許します。

6番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 135ページですね、13節とか15関連あることなのですが、二ツ森貝塚の一応工事やったということでございますけれども、ちょっと合併して以降は二ツ森のカヤぶき屋根のあそこ見ていないので、その後、台のほうは工事やったというのわかるのですけれども、カヤぶきの屋根のほうを修復したという記憶はございませんか、ちょっとお聞きします。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

修復した記憶はございません。

○委員長（瀬川左一君） 6番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 実はちょっと行ったときに、かなりぼろぼろになっていたのです。これなら何も簡単に、カヤぶき屋通してやったらどうだと、こうしゃべったら、それは文化遺跡なもので勝手に直せないのだと、こういう話だったので、その辺のところはどういふふうになっているか、見たことはありますか。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） 毎月見に行っていました。それでもう一つが、将来的なものなのですが、一応、21年度にカヤぶきの修復ということで予算を計上したいとは思っています。

以上です。

○委員（田嶋輝雄君） はい、わかりました。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） お伺いいたします。135ページ、17史跡土地購入費というのがありますが、これはどこの史跡を買ったのかということと、19補助金のところで、七戸城趾総合整備活用推進委員会補助金が400万円ほど出ているのですが、これの内訳を知りたいと思います。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

公有財産のほうですが、これは七戸城跡の土地買収でございます。

もう一つが、19節の七戸城趾総合整備活用推進委員会補助金ですが、これは東門に対しての補助金でございます。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 七戸の城跡だというのですが、城跡のどこですか。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

地番が城の跡7の7ということ、（発言する者あり）北館地区でございます。申しわけございません。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 七戸町を考えると、今、バイパスが通りましたが、あのバイパスが北野まで通っていくと、考えられるのは新幹線ができて七戸をおりて、皆、車が向こうへ走っていくと、そういう感じがするのですよね。そうなってくると、本当に七戸の町に人入れるためのポイントとして、七戸城趾というのがどうしても重要になると。今、北館地区の土地を買ったっていいのですが、町長からお伺いいたします。あそこにまだ、柏葉町の角館ですか、あそこがしっかり残っていますね、あれは町長は、今後どうするおつもりですか。

○委員長（瀬川左一君） 町長。

○町長（福士孝衛君） 佐々木委員にお答えを申し上げます。

長年にわたりまして、史跡にかかわる民間の所有地を買収してまいりました。ところが、いろいろ財政がこういう状況になりましたので、休止したり非常に少額の小さい金額で購入するということが続いているわけですが、残っているところにつきましても本来ならば順次購入していかなければならないだろうというふうに思っております。

教育委員会のほうでは、非常にそういうものに対して苦慮しながらいろいろ検討しているわけですが、私から申し上げるよりも教育委員長から答弁したほうがわかりやす

いと思いますけれども、私としては将来的に、今、委員がお話になったように、新幹線を利用して来客する観光客の皆さんを呼び込むための一つのポイントですので、速やかにできるだけ速やかに整備をしたいと、そのためにも購入していきたいという思いはあります。

以上であります。

○委員長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） 非常に難しい質問で困りましたが、佐々木委員のお話になったようなことですが、まず一つは、先ほどの17節のところで出ました史跡土地購入費ということで、北館地区の土地は一切購入をして町有地と、これでなったわけでございます。

あとは、角館のほうの土地が残っているわけですし、民家のところは、これはなかなか思うようにいかないわけですが、民間のないところでもまだ残っているところもございませぬ。このことにつきましては、3年ほど前になるのですが、何とか購入したいということでお邪魔をして、本人といろいろ話し合いをしたのですが、なかなか金額的に折り合いがつかないということで、そのままになっているところもございませぬ。

ただ、先ほど、町長のほうからお話があったわけですが、教育委員会としてもできるだけ史跡は、町有地として購入を進めていくべきと、このように考えてございませぬ。

なお、新幹線に合わせてということでありませぬ。これまた非常に教育委員会としては、平成21までに北館地区の史跡の場所を何とかしたいというふうなことで、5年計画を立ててあったのですけれども、残念ながらそれが財政的な面で休止していると、こういう状態にあることは事実でございませぬ。何とか財政的になるのであれば、早目に取りかかっていければというのが、教育委員会としての気持ちでございませぬ。

以上でございませぬ。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 町長も教育長も、町長は速やかに整備したいと、教育長は早目にと。しかし、いつまでかということは、これは実際大変なわけですが、それだけ速やかに、早目にお金を見つけてとにかくやっていくということが、どうしても将来の七戸を見通した場合に大切なことですから、よろしくお願ひしたいと思ひませぬ。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませぬか。

6番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 135ページの19節のところで、ちょっとこれも関連でお聞きします。

天間館分館白鳥を守る会運営費助成金3万8,000円など助成しているわけですが、先般、私どもも視察研修へ行ったときに、えづけに関してはちょっと金額的なものはさておきまして、向こうのほうで白鳥、行政が絡んでこういうふうにお助成して

白鳥飛来してきたと。私どもは白鳥の村ということでえづけしてきたのですけれども、ところが、ことし1月だか12月だったか、白鳥、十和田湖で死にましたですね。そのインフルエンザに対して、あなた方はどう考えていますか。もし出てきたら、行政物すごい問題になりますよ。こういうことを見ると、そんなことも考えてやっているのですかと、こう聞かれましたけれども、私どもちょっとそういうことに関しては、そつたらことと言って笑われましたけれども、そういうことに関しては一切話し合ったこともないということでございますが、行政のほうはどのような形の中で今まで対処してきたか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○委員長（瀬川左一君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 私からお答えいたします。

十和田湖で鳥インフルにかかった白鳥の死骸が見つかったということで、果たしてどこから飛んでいったのかと、その可能性というのはいわゆるこの近辺でも十分考えられるということで、県民局で実はその会議がありました。これからですけれども、その辺も踏まえて、慎重に検討しなければならないというふうに思っています。

それからもう一つが、地元からもそういう例があるから、十分に気をつけていただきたいという要請も実は1件寄せられております。ですから、今後のえづけについても、その辺も県とも連携をとりながら、ちゃんとした対応というか、特に子供たちが行ってそれに触れるものですから、その辺もよく指導をいただきながら、しっかりした対応をとらなければならないというふうに思っていました。

○委員長（瀬川左一君） 6番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 聞きまして、地元のほうからもということですがけれども、やはりこれは例えば子供、動物ね、犬がかじってきたとか、いろいろ感染経路特定できなくなったら大変なことになるし、今のところではその辺の十分配慮した中でのえづけというものもこれから大事ではないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 文化財の金鶏山の水車にかかわって一つ聞きます。

前にも私言いましたが、金鶏山のところにある水車は、あそこのそばにバンジさんの家があるわけですね。水車を回して石臼にどンドンやると、うるさくてしょうないと、こういう言葉で、今、水車を動かさないでいる。多分、つくる際には了解してくれたであろうとも、あそこでもね。ただ、せっかくなつくった水車を、あそこにも駐車場ございますから、何もみつくとか、粉をつくるとかということではなくて、水車だけ回してもいいと思うのですよ、私は。教育長は、その辺わかりますね、きねを上げればいいわけですから。ですから、その辺はやはり人を介して、ここに8番委員いますから、地元の議員から、行って、あの水車が回っていると回っていないとでは、文化財としての位置づけが違うだろうと思います。ですから、その場に合ったような施設なのですから、せっかくあなた方もあそこによかれと思ってつくったわけですから、それを活用しないという手はない

と、早急に手を打ってください。

先ほど、2番委員のほうから、北館の曲輪についての話がありました。私もこの決算を見まして、しかも長期債務について、ことしは一括繰り上げ返還をしたではありませんか。ということは、繰り上げ返還をするということは、それだけ財政が苦しいけれども、何とかやりくりできるということですよ。それによって、財政に豊かさをもたらすということですよ。しかもことしは黒字で、繰り越しになっているではありませんか。こうした場合に、このことは副町長、首ひねっているけれども、各職員の御協力をいただいた、町三役の協力もいただいた、役職の人たちの、そして町会議員の報酬からも減額になった、そういう経緯の中で、こういう予算編成になったと思うわけです。

今、新幹線云々って、七戸に観光地として何を見るところある、自然豊かな緑をただ見るだけで、牧場のベコ見ただけで満足するものではないと思うのですね。そういう意味からも、本当に私は返す返すも残念なものであったと思っている。したがって、教育長は早期にやりたいと、こう思っていたけれども、やはり財源の見通しの中で早期にやるべきだと。多分、文化庁は「うん」とは言わないと思いますよ。文化庁はうんと言わない。ただ、いずれにいたしましても長期的財政の見通しの中で、こういうようなものは出てきますだけに、1年間1,500万円の町費を出せなかったことについては、私は厳しく批判を申し上げる、今回のこの決算書を見るに当たっても私はそう思っております。

これは副町長よりも財政課長のほうがあれでしょうから、ことしになってすぐ聞くということは何ですけれども、厳しい判断ではありますけれども、長期的返済の中で23年度のピークはもうなくなったわけだから、あの極端に突出したのはなくなったわけでしょう。これは後のところでまた出てくるわけですが、非常に返す返すも残念でならない。後のほうで聞きますから、金鶏山における水車の取り扱いについて御答弁いただけますか。

○委員長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） 私のほうから、第1問目の見町農村公園の水車の関係をお答えいたします。

実は農村公園に関しましては、各町内会長さんと分館長もありますけれども、管理の委託をお願いしております。そこで、先ほど水車を回していないということでございましたけれども、先日、町内会長さんと農村公園の関係でお話ししたときがありますけれども、そのときは農村公園の整備をしながら、現在、水車をとめておけば今度回らなくなるということで、現在、回しておりますということでしたので、お答えしておきます。

○委員長（瀬川左一君） 次に、企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 史跡整備のことについての御質問、財政的な内容につきましての御質問でございます。それにお答えしたいと思います。

繰り上げ償還につきましては、国のいわゆる方針に基づきまして、利率の高い起債について順次繰り上げ償還を認めると。その際、普通であれば公的な資金でございますので、保証金も支払わなければならないというふうなところを、国のほうではそれは免除すると

いうふうなことで、大変有利な制度といたしますか、ありますものですから、七戸町では、その利率に該当するものの中から繰り上げ償還できる財源に充当できるものを順次繰り上げ償還してございます。

公債費のピークというふうなことでお話ございましたけれども、現在、年14億4円の公債費の償還、元利ともですけれども、持ってございます。これが20年度、21、22、23年度ぐらいまで、これは平成18年度起債発行までの部分を将来の公債費に、どれぐらい影響があるかというところの試算でございまして、これは繰り上げ償還した、あるいはまた新たに、新規に借りたというふうなことで動く流動的なものではございませぬけれども、今まで御説明を申し上げてきましたように、平成23年ごろまでがピークであろうというふうな財政の見通しの中で、毎年予算編成等々やってきております。

今の史跡整備につきましても全体の事業費の半分は国からと、残りはこういう状況で起債を発行して手当てをするというふうな計画の内容だと、私、今、そう思っております。一般財源に対応しなければならない部分のほとんどが、起債を発行して手当てをするというふうな内容になっているということから、今、新幹線事業等々で起債の発行が多額になるというふうな見通しの中で、なるべく起債の発行を抑えて、公債費の償還を平準化といたしますか、余り山になったり谷になったりとふけさめがないようにということで実施してきたというふうな、そういうふうな思っております。

ただいまの質問の中身につきましては、今後当然、私一人の判断ということにはできませんけれども、全体的な起債の発行とそれから財政のさらなる精査をしたものの見通しの中で、これは検討されるべきものであるというふうに、私、財政担当としてはそういうふうな思っております。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員、いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） なければ、ここでお昼のため休憩したいと思います。1時5分まで。（テープ反転）

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時15分

○委員長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

11番委員の質問の件で、防火水槽の件を総務課長より答弁お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 11番委員から、午前中御質問ありました防火水槽の力所数ですけれども、七戸地区が35カ所になります。天間林地区が98カ所、計133カ所になります。ちなみに消火栓の数ですけれども、七戸地区が180カ所、天間林地区が266カ所で、446カ所になります。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） よろしいですか。（「はい」と発言する者あり）

次に、138ページ、11款1項1目現年災農地農業用施設災害復旧費から、143ページ、14款1項1目予備費まで発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） それでは、一般会計全体にわたり発言を許します。ございませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 在宅介護ヘルパーについて、ひとつ担当課長のほうからお尋ねしたいのですが、昨今、介護ヘルパーの中で、これは時間で決められているでしょう。ところが、所要の任務を終わりましたということで時間前に帰るといって、そういうことが出ているのだそうです。あるいは単に介護というのは、そこへ行って掃除をすとかそういうことだけではなくて、精神的な介護も必要だと私は判断するわけですが、そういうようなことがあるということ、やはり担当課として厳に戒めながら、指導して行ってほしいなと、こう思っているわけです。

それから、先ほど農村公園のことで、課長から御返答いただきました。そこで、担当課長にお願いですが、水車というのは時期時期にやって置いて回すと、回転にむらが生ずるのですよ。よろしいですか。木でできておりますから、とめているときには、その水流を受けた部分は重み加わる、あとの部分は乾燥するわけです。そうすると、何ぼ堰の水を流してもガタラン、そしてスムーズに回るときもあるのだが、非常に不規則な回り方を水車というのはやる。そうすると、水車の価値がなくなるわけですね。

あその水路というのは、いいあんばいにずっと年がら年じゅう、かれることなく流れているところですから、私は年がら年じゅう回すことが妥当かと思うわけです。そうした場合には、潤滑油等も必要だろうし、同時に、町内会に対する維持管理費等も持たなければいけないのではないのかなと、こう思っているわけです。

たまたまあその会長さんは、自動車にまだ乗れるわけですがけれども、ちょっと離れていますね、場所はね。その前の方だといいいのだけれども、そうではなくて別の方ですから、そういう意味においても一つの配慮方をお願いしたいなと、そして年じゅうあそこを動かせるように。

それから、二つ目はトイレにちょいちょい電灯がついている場合があるそうです。使ったまんまにしておくとか、ですから管理は近くの方といっても大変でしょうけれども、そういうような配慮が必要ではないのかなと思って、あえてその二つを全体の中の質問というよりも、強く要望しておきたいものだと思っているわけです。

担当課長のほうは、ホームヘルパーの問題について、このごろホームヘルパーの待遇が非常に問題になっている昨今ですので、強くは申し上げられないのですが、やはり時間いっぱい介護をしながら、人の心を和らげるというようなそういうような施策をも講じて

ほしいものだと、こう思っているわけです。御答弁いただければ、答弁していただきたい。

○委員長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 11番委員の質問にお答えいたします。

今、ヘルパーを派遣している事業所は、社会福祉協議会、美土里荘、城南プラザ、天寿園、ゆう株式会社の5カ所でヘルパー派遣業務を持っております。その中で、ヘルパーを派遣する基準でございますが、30分単位、例えば30分未満、1時間未満、1時間30分未満というふうな本人の要望とかによって決定します。この決定の方法でございますが、ケアマネージャー、ヘルパー本人、本人または家族での協議によって、サービスをどのくらいまでやればいいのかという内容で実施しております。

先ほど、質問で1時間を少ない段階でヘルパーサービスに来ている方がいるという質問でございますが、1時間未満ということで、1時間未満という解釈でございますが、私たちとすればおおむね1時間としますと、31分以上59分までという解釈でございます。しかし、一応、それはあくまで基準でありまして、せいぜい31分以上45分、あるいは50分ごろで仕事が終われば、帰るヘルパーがいることがあると思います。

これについては事業所のほうに、なるべく時間いっぱい、例えば話し合いしてもよろしいですし、いてくれということでは話ししておきますけれども、これに対する強制する基準はございません。しかし、私のほうでは各施設においては、先ほど質問があったように、時間のある限りヘルパーのサービスを受ける方のところにおいて、仕事が終わったら話し合いでもいいですからということで、今後、指導していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） 先ほどの農村公園の水車と、それからトイレの電灯のつけっ放しということにお答えいたします。

水車を通年で活用したほうがいいのかということと、それからトイレの電灯ですけれども、これはことしになりましても数回、うちのほうへも電灯がつけっ放しであるという連絡が入って、そのたびに担当が行って消してきた経緯がございます。

この二つの件につきまして、管理も委託もお願いしている町内会の会長さんとも再度協議して、利用に不便を来さないようにやりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（瀬川左一君） ほかに。

12番委員。

○委員（松本祐一君） 山車団地のことで簡潔に質問いたします。

私持っている資料は、3月4日の山車小屋建築打ち合わせの際の資料なのですがけれども、これによると、展示館のほうは完成が平成20年10月ごろ予定というふうに書いてあります。先ほども見てきたのですがけれども、10月からおくれますよね、いつごろ完成になるのか。今度は、山車小屋のつくるほうですね、製作するほうは、これは20年度予

定もう無理だと思いますので、遅くとも平成21年度、これは予算つけてやるということですが、入居する関係もあるものですから、大体どのくらいの時期になるのかなと、それをお知らせいただければと思います。

○委員長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（米内山敬司君） お答えいたします。

山車団地、展示館のほうでよろしいですか。展示館のほうは、実は今鋼材っていいですか、鉄のほうの入荷が遅いということで10月からかかる予定です。それで、できれば1月中ぐらいには完成させて、その後、雪が降ったときには内部のほうの工事に入って、年度中内には完成ということで今考えてございました。

あとは、各町内のほうに山車製作のための小屋ですが、一応、今、考えているのは21年と22年度の2カ年ということで、3町内ずつの建物ということで今考えてございますので、早くても各町内に使っていただくのは21年ということになりますが、早急に使用したい町内、土地の借上料で非常に苦慮している町内もございますので、できれば完成した展示館を当面使えればいいのかということ、これからまた協議をしてみたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 12番委員。

○委員（松本祐一君） 山車製作のほうですけれども、モヤのほうですけれども、それには町内会負担50万円ということによろしいのですよね。確認だけ。

○委員長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（米内山敬司君） お答えいたします。

私、引き継いだ段階では50万円ということでお話をしている段階でございます。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございせんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計決算の質疑を終結します。

次に、平成19年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

157ページから161ページまで歳入全般にわたり、発言を許します。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 質問なのですが、国民健康保険の納めないために資格証明書を発行されている方が平成18年は4名と、ことしは20名と、こういうふうになっているのですか、短期保険証を発行されている方はどれぐらいでしょうか。

○委員長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君） お答えいたします。

現在、254件でございます。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） そうすると、151ページの不納欠損額と収入未済額と二つあるのですが、資格証明を発行されている方は、これのどちらに入るのですか。

○委員長（瀬川左一君） 税務課長。

○税務課長（天間 勤君） 2番委員にお答えいたします。

資格証明でございますので、不納欠損にはしないで収入未済額のほうに入っています。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 例えば、資格証明を発行されている家庭は、世帯は20世帯あるとこれにくっついてあるのですが、この資格証明を発行されている20世帯の中には、例えば世帯ですから子供なんかがいる家庭もありますね、中学生とか小学生とか、そういう家庭はありますか。

○委員長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君） お答えいたします。

世帯数はちょっとはつきりしませんが、ございます。子供さんがいる家庭ございます。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 資格証明を発行されている家庭の子供たちは、病気になったりすると、そうすると保険証がないことになりますね、資格証明持って行ってやらざるを得なくなりますね。七戸町は、おととしまでは資格証明はゼロで、去年が4、ことし20ということで、収入未済額がふえているのと同じくふえているのですが、この資格証明もらっている20名の中に、子供なんかがいったりしたら大変気の毒なわけで、これは資格証明というのはどうしても発行しなければならないような事態なものでしょうか、お知らせください。

○委員長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君） お答えいたします。

税務課のほうでも徴収担当が、一生懸命本人と面接なりして納税相談等を実施して、できるだけ資格証明書を交付しないという方法で対応しているわけなのですが、その20件、現在は18件に減っていますけれども、その方々はこの前審査、検討委員会等でも検討したのですが、連絡がつかない状態になっているという世帯がほとんどで、滞納期間も3年とかそれ以上とかそういう世帯なものですから、法律上1年以上とあるのですけれども、相当期間を置いてやむを得ずということで資格証明書発行して、何か接触できる機会を税務課のほうでは模索しておりますが、ちなみに子供さん方の医療関係見ますと、その資格証明書10割払って、こっちへ請求していないのかはちょっとそこまでつかめ切れませんが、病院にかかっていないですね、全世帯とも、そういう状態でございます。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 資格証明書を発行しないために、国保税を集める努力をしているということがよくわかりました。そういう中でも行方不明になって、3年も連絡がつかない家庭などは、これはどうしようもないわけで、しかし、連絡がついたりしている家庭は、できるだけ資格証明書を発行しないように、さらに努力をしていただきたいということをお願いして終わります。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 退職被保険者等国民健康保険税のところの収入未済額があるのですよね、不思議でならないのですが、そういう方もいるわけだね、現に、退職者でもね。どういう方なのですか、名前挙げなくてもいいけれども。

○委員長（瀬川左一君） 税務課長。

○税務課長（天間 勤君） 大変申しわけないのですけれども、ここのどういう方ということは、今のところはそこまでちょっと調べていませんので、大変申しわけないのですけれども。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 私も退職者の1人なものですから、もしかして例えば寝たきりの人でとか、納めるに来るに來れなくてとかというような、そこまで課長が調べているかどうかわかりませんが、退職者にしてはと思うようなあれだったものですから、今あえて聞いているわけですよ。もしかして、病床にあって役場のほうに來れなかったかというような、それでもちょっと金額が多すぎるよね。金額が多すぎるわけですから、あしたまで調べて教えてください。もし覚えている人だったら、善処します。

○委員長（瀬川左一君） 税務課長。

○税務課長（天間 勤君） そうすれば、明日まで時間いただければ、11番委員のほうにお答えできると思いますので、大変申しわけありませんけれども、明日まで時間ください。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） それでは、歳出に入ります。

162ページから167ページまで歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 168ページ、実質収支に関する調書、そして財産に関する調書を見ると、平成19年度は実質収支が2,400万円ほど黒字になっていると、そのうち基金繰り入れが1,200万円と、こういうふうになっているわけです。そして169

ページには、財産の基金がありますが、前年度の現在高が1億8,000万円と、足して平成19年度の年度末では1億9,000万円ほどの基金があるわけです。それで普通の基金は、国の指導では支払う医療費の3カ年の平均の5%程度が基金の積み立てとして許されているわけです。それを七戸町で計算すると、7,000万円か8,000万円になると思うのですよね。

そうすると、1億9,000万円ですから、私が言うのは、国のほうの基準の積み立てよりも多く基金積み立てして、そして今年度、平成20年度の国保税は4,000円ほど上げているわけですね。だから、積立金がありながら、どうして今年度の平成20年度の国保税を上げたのか。そして、この前の議会で聞いたら、それは後期高齢者の医療分ではなくて、国保にかかわる部分だというふうに聞いたものですから、今、質問しているわけです。

○委員長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君） お答えいたします。

積立金につきましては、国の指導等もございまして、給付費の3カ年平均の5%、また、予備費に相当分としましても予備費毎年予算化給付費の4%、合わせても9%ほどということなのですが、うちのほうは例年予備費は計上しておらず、その分積立金として運用できるようにということで、積立金で剰余金を蓄積しておるわけなのですけれども、そういうふうになりますと、たしか1億1,000万円か2,000万円ほどくらいが目安だったと思います。確かに今1億8,000万円ほどありますが、20年度の今回の補正でも提案してありますが、積立金の取り崩し五、六千万円足らずだと思うのですが、それほどが今必要と見込まれておりますので、それを差し引きしますと、大体1,200万円ほど残ることになりますので、積立金の5%相当分と予備費の4%相当分の額ぐらいの積立金になるものというふうに推計しております。

また、黒字といいますか、2,000万円ほど剰余金が出たのですけれども、結果として、ちょうど収支とんとんという形なのですが、この前の税率区分の関係で上がりましたのですけれども、4,000円ほど、これもそのときに申し上げたのですが、医療費が3%ほど伸びております。74歳以下の方の国保加入者でも推移を見ますと、3%から4%ほど医療費が伸びております。ただし、老人医療のほうは、1人当たりの医療費は伸びておりますけれども、トータルでは毎年減ってきました。

というのは、5年前に老人医療の対象者が75歳に引き上げになったものですから、その後、老人医療の対象者の人数がふえることなく自然動態といいますか、亡くなったという場合ですけれども、年々減ってきたものですから、それに伴って老人医療費が安くなって、トータルで結局同じくらいの額で推移してきたものですから、何とかですけれども。それで今回、地方税法の改正で、医療分と後期分を分ける制度ができたものですから、国保税今まで3%ふえてきた、将来もその程度ふえていくであろうという見込みのもとに、3%に相当する額の国保税が上がったわけでございます。

というのは、今まで老人医療以外にも国保税全般で賄えば、それは可能だったのですが、両方で何とかやってこれたのですけれども、今度分断といいますか、区分されますので、国保加入者は国保加入者分としての計算になりますから、3%ほど医療費がふえておりますので、それに相当した税額を設定していく。また、後期高齢者分はこれまでの老人医療保険分に、それも2%から3%近くふえておりますので、それはそれでまた税率を設定すると。今まで総体的にやっていたことを今度二つに分けられるものですから、どうしてもこれから伸びるといのが双方に出てくるものですから、そういう意味で4,000円ほどになりましたのですが、上げざるを得ない状況だったということでございます。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 私は、予備費を計上していないということはちょっとわからなかったから、さっきみたいな質問になったのですが、ことし4,000円上げれば、これからの国保税は来年、再来年というのは見通しでは、そう引き上げなくてもよい一定の基金なんかもため込むことができることになりすね。そこはいかがですか。

○委員長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君） お答えいたします。

今のいわゆる後期支援分と医療分ということで設定したのですけれども、これの将来的な見通しといいますと、私が正確に試算できないのですけれども、感ずるところを言いますと、これからは後期高齢者支援分がふえていくのではないかと推察されます。したがって、基金はこれからふえていくという、20年度も繰り入れが予定されていますので、税率改定になったのですけれども、やっぱり所得等が下がっているせいなのか、調定額が若干見込みより下がっておりますので、基金はふえてはいかないのかなという見方はしています。むしろ高額医療費が一番影響しますので、19年度あたりを見ますと、高額医療費は前年度に比べて伸びがちょっと減っていますので、しかもただいわゆる退職者が国保に入ってきているのですけれども、サラリーマンの方です。その方々の医療費がふえてきているという傾向にありますものですから、基金はなかなかふやすということは、今のところちょっと考えられない状況でございます。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） というのは、国保の金額が町民の生活を圧迫しているわけですから、私もできるだけ国保を安くできないかと思って、今、いろいろな角度から見たりしてやっているわけです。しかし、今、お話を伺うと、非常に厳しい状態の中でやっているということもわかりますので、とにかく国保税の引き上げなどはできるだけやらないように、これから私どもも努力していかなければならないというふうには思っています。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 実質収支に関する調書の中で、どうして欠損額並びに収入未済

額も翌年度に繰り越すべき財源として、1、2、3、4、5までやって欠損額並びに未済額というものも出すべきではないのかなと、私は思うのです。そうしないと、この未済額、未済額というのは当然入ってくる予想のものでしょうか。それから、欠損額というものも、これは今年度ですべて終わるわけではない、まだ引き継いでいくものとするれば、実質収支の中に入れてしかるべきだと思うのです。将来的には入ってこないかもしれませんが。そうかもしれないけれども、今年度の決算書としては、私は、当然そこに入って総金額になるのではないかと思うのですが、この辺は担当者の方、いかがですか。同時に、会計監査のほうからもお聞きします。

○委員長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君） お答えいたします。

ちょっと法律的な分野も入っておりますので難しいのですが、この表から見ますと、いわゆる確定した金額で収支が出まして、確定した金額の残額から地方自治法に基づく積み立て等をしているものですから、将来的な何と申しますか、不確定なものはこれに入らないというふうに私は見ておりますけれども。

○委員長（瀬川左一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（新館昭子君） お答えします。

不納欠損金と未済額ですけれども、これをずっと名簿を見ていきますと、大体みんな重なっている部分が多いのです。だから、無理してそれを次年度に繰り越しをするということは、かえって次年度の収支の決算を悪化させるのではないかなと、私は思っております。特に不納欠損金というのは、5年たってもらえないで落とすものですから、その辺のところは十分検討してやらないと、かえって次年度の予算に、決算をやるときに響いてくると思います。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 翌年度に繰り越すべき財源と私は申し述べましたけれども、負の財源ということもあり得るわけですから、帳簿上に、その年の欠損金、未収金、これが明確に出されないと、実際の決算報告にはちょっと欠けるのではないのかなと。これを見た場合に、詳細に見れば、前のほうを見れば未収金はわかるけれども、しかし、実質収支に関する調書には全然載ってきませんから。したがって、永久に残るものですから、どこかに、ではその部分に翌年に繰り越すべき財源としてではなくて、いわゆる欠損金、未収金というような形でどこかに残しておく必要があるだろうと。そうしないと、きちんとしたものにはならないと思う。そういう点で、未収金は未収金としてはっきりわかるように出してほしいなど、こう思っているわけです。

これは、会計法上ありましたら、来年度までの決算期における検討課題として、お互いに勉強しましょう。私も勉強しておきます。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

(「なし」と全員呼ぶ)

○委員長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって平成19年度七戸町国民健康保険特別会計決算書の質疑を終結します。

次に、平成19年度七戸町老人保健特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

177ページから180ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって、平成19年度七戸町老人保健特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成19年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

191ページから194ページまで歳入全般にわたり、発言を許します。

11番委員。

○委員(川村三十三君) この未収額についてですが、先ほど監査委員のほうから、未収金について同じ人が重なっているということが出ていました。私も理解できます。これはね。この保険料は納めなくて、この保険料を納めるということは、多分ないだろうと思うのですが、介護保険等についてもこれから私は後期医療者の1人でございますけれども、これからますます未収額が、収入未済額がふえるのではないかという懸念されるわけですよ。そういうような気がしてなりません。今の状態だと、来年度、20年度の決算のときですよ。もっとふえるかもしれません。それでもなおかつ、これで見ても運営そのものには、当面支障を来さないわけでしょう。どうですか。現在のこれくらいのや、前年度の決算でこれくらいの未済額があっても当年度、20年度の運営には支障を来さないでしょう。どうですか、それをお聞きしたいのです。

○委員長(瀬川左一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(桜田 明君) この範囲内であれば、今年度はやっていけるのではないかなと考えております。

○委員長(瀬川左一君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 歳出に入ります。

195ページから203ページまで歳出全般にわたり、発言を許します。

4番委員。

○委員(盛田恵津子君) 200ページの13節高齢者生きがい活動、認知症予防事業委託料、これはどのような内容でしょうか。

○委員長(瀬川左一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 確認いたします。

高齢者生きがい活動、認知症予防事業委託料のことでよろしいでしょうか。（「はい」と発言する者あり）この事業は、まだ介護度のつかない65歳以上の方を対象としまして、それでも体がまだ介護程度に及ばないけれども、体がちょっと弱くなってきている。そのために介護に入れば、もう認知症入っている方もありますので、認知症を予防する、あるいは身体を体を筋トレという言葉でよく言いますけれども、筋肉トレーニング教室とか、あるいは手作業とか、そういうふうな生きがいをつけていく事業でございます。

○委員長（瀬川左一君） 4番委員。

○委員（盛田恵津子君） では、具体的に包括支援センターで行っている老人のトレーニングとか、またいろいろなメニューを組んでやっているようですけども、それですか。包括支援センターで行っている事業のことですか。

○委員長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） この事業は、包括支援センターというよりも、保健師さんたちがやっている事業になります。

○委員長（瀬川左一君） 4番委員。

○委員（盛田恵津子君） これに関連してお聞きしたいと思います。

実は7月ぐらいだと思いますけれども、七戸の小学校の近くで不審者が出まして、小学生が声をかけられた、そしてそれを通報したという事件がありました。声をかけた不審者というのは、認知症の方であります。私は、町が本当にお年よりを大事にするのであれば、在宅でいる認知症の方々、この方々を温かく見守る必要があるのではないかと。認知症の方に声をかけられたから、すぐ事件だというふうに騒ぐのはどうかなと思います。昔であれば、もう少しコミュニケーションがいいときであれば、地域のコミュニティーがよければ、ある程度皆さんが見守ってくださったのですけれども、昨今いろいろな何というのですか、物騒な事件があるので、皆さん警戒はしてこういうことになったかと思います。

しかし、我が町では、高齢者に優しい町づくりというものもうたっておりますが、認知症の予防も大事ですけども、認知症になっている方々の対応ですね、それをどういうふうにすればいいのか、もう少し考えなければならないのではないのでしょうか。

そこで話は飛びますけれども、教育長のほうにお尋ねしたいのですけれども、こういう場合、高齢者を受け入れる町づくりをするためには、子供たちの理解も必要だと思います。学校では、どのような考えを持っているのか、対策をするのか、また、町長にお聞きしたいのですけれども、町はどのような対策をとるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（瀬川左一君） 最初に、教育長。

○教育長（新谷勝弘君） 4番委員にお答え申し上げます。

今の認知症の方に声をかけられたということで、これは新聞にも記事になって出たわけでございます。このことに関しましては、あのころは結構声かけられたり、あるいは下校中の中学校の女の子が突き倒されたりというふうなことで、近くで3件ほど続いて事件

が発生しております。いずれも警察署を通じて、犯人を捜していただくということをやったのですが、どれも結果は出ておりません。

今の小学校の子供に対する件でございますが、そういう件が続いてあったものですから、学校としては、そのことを聞きつけて、直ちに警察署のほうへ通報したと、これは当然なことだと、私は考えております。

ただ、私、個人的にもあの辺の地域の方々からお話を伺ったら、いつもあの辺にいるし、ひょっとしたら、あの方ではないだろうかというふうなことで、直ちに新聞への報道等を控えてもらように、署のほうへお願いをいたしました。しかし、署のほうとしては、同じ日のあたりに、たしか野辺地町のほうでもそういう声かけ事件があったというふうなことで、記事にせざるを得ないというふうなことで、新聞に記事になったという経緯がございます。

今の認知症の方々に対するというよりも、高齢者の方々とのかかわりということは、学校のほうとしては特に小学校の場合は、異年齢とのかかわりというふうなことから、老人の方々、高齢者の方々との触れ合いの場を各学校で準備をし、例えば簡単に言いますと、高齢者の方々が昔遊びを通してその遊び、言いかえると、学校では「昔遊び」と言いますが、わら細工をつくるだとか、あるいはこま回しだとか、あるいは竹馬だとか、そういうふうなことを通じて、子供と高齢者の方々との触れ合いの場は設置してございます。

ただ、認知症の方に対してということでは、特別、教育委員会としてはお願いはしてございません。ただ、委員のほうからお話になったことで、認知症の方に子供とのかかわり、あるいは子供が認知症の方にどうかかわればいいのかということ、非常に難しい問題でもございます。認知症の方と、では特定して、あの方をとかそういうことは不可能でございますので、高齢者の方とのかかわりということが、学校としては全小学校、中学校も一部実施してございます。そういうことで、かかわり方は実施しているということで御理解いただきたいと思っております。今後も高齢者とのかかわりは続けていきたいと、このように考えてございます。よろしく願いいたします。

○委員長（瀬川左一君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、お答えを申し上げます。

認知症の問題については、非常にいろいろな意味で、高齢者がふえることによって認知症がふえるという循環をしているわけですが、これはやはりそのために認知症防止と申しますか、その事業費取って、それなりにいろいろなクラブ等で活動しているわけがあります。

また、私の家のそばにも認知症の方がおまして、しょっちゅう道路に出て徘徊と申しますか、するのですけれども、そうすると、うちの家内も出て、家へ連れて行って帰すと申しますか、そういうこと等やって、隣の人もそういうことをやっている。これらについては、実際ならないように活動をして、ならせないというのが大事ですけれども、一た

ん発症したといえますか、そういう方々には周囲の皆さんがサポートするチームをつくって、そしていろいろ目をかけてやるというのも非常に大事だなという思いがあります。

そういう意味で、これからは町内会とか地域の皆さんに、その辺を大いに宣伝と言えば変ですけども、啓蒙してぜひみんなの力で大事にしてあげるようにということを進めなければならないのだろうというふうに、今、委員から指摘されまして、さらにそのように思ったところであります。そういう方向で進めてまいりたいと思いますので、理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって平成19年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結いたします。

次に、平成19年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

213ページから214ページの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって平成19年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結いたします。

次に、平成19年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

223ページから225ページまで歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって平成19年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結いたします。

次に、平成19年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

235ページから239ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 235ページの1目下水道受益者分担金及び負担金のところの収入未済額が、収入済額の約20%近くあるのですよね。供用開始をして3年以内ということもありますけれども、その割には督促料も8,700円ほどなので、事務当局の苦慮のほどがわかるのですが、これは供用開始をしてから何年次の人たちが、こういうように

まだ未納なわけでしょうか。わかったらお知らせください。

○委員長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（神山俊男君） ただいまの御質問にお答えします。

456万3,000円の内訳ですけれども、現年度分が69件で89万7,000円でございます。過年度分が、14年度12件、15年度37件、16年度50件、17年度78件、18年度105件、過年度計282件ということで、これは282件ですけれども、一つの升当たり、第1期、第2期と分かれておりますので、納期280日分ということで御理解いただければと思います。

○委員長（瀬川左一君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） この中に、この間一般質問でやりました合併浄化槽の家庭というのは何戸あるのですか。

それから、今、課長が申し述べました中で、過年度の人たちは確実に受益者負担をするものかどうか、その辺のところ合併槽との絡みで知り得たら、今の段階で知り得たら教えてください。知らなければ、後日で結構でございますから。

○委員長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（神山俊男君） 過年度分の分担金の未納の方は、分担金を納めないというよりは、納付がおくれているという現状がほとんどでございます。

それから、合併浄化槽を既に設置している地区で、公共下水道の工事を先行供用開始した部分につきましては、合併浄化槽を自前で設置して持っていて、さらに将来的に公共升をつけているというケースがほとんどですけれども、合併浄化槽を設置している方で未納というのは、私、記憶にはなかったと思っていました。

○委員長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって平成19年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結いたします。

次に、平成19年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

249ページから252ページまで歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって平成19年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結いたします。

次に、平成19年度七戸町水道事業決算書の審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

257ページから264ページまでの決算全般にわたり、発言を許します。
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって平成19年度七戸町水道事業決算書の質疑を終結いたします。

それでは、議案第68号全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって議案第68号平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

2番委員。

○委員(佐々木寿夫君) 昨年の予算の規模とことしの予算の規模を比べてみると、2億円ほど歳入歳出とも減額になっています。そういう厳しい財政状況の中で、乳幼児の医療費を無料にすることを初め、きめ細かな社会保障の対策、一人一人の町民を見る対策をしっかりと立てています。ちなみに七戸町の総合健診などの補助率は、他の町村に比べても大変高いものです。そういう意味でも、少ない財政の中で努力しているのはわかります。

しかしながら、私は、決算に対して全面的に賛成するわけにはまいりません。そのわけの第一は、何といたっても町全体をどのように発展させていくかのビジョンに基づいた予算の執行が行われていないと感ずるからであります。それは、新幹線を中心に町をつくっていく、それはそれでいいのですが、既存の商店街はどうするか、あるいは周辺の農村部をどうするのか、きのう・おとといと私も語る述べましたが、この点での予算の配分が私とは違うというふうに考えます。二つ目の問題は後期高齢者医療制度への出資金が分担金が決まっているわけです。これは、しかし、県で決めたことで、町でできるものではありませんが、しかし、後期高齢者医療制度は今参議院で否決され、衆議院の選挙の結果によっては、これ自体が否決されてしまう、そういう制度であります。

それで、この制度については、総務省でも広報を出しているし、県の広域連合でも広報を出していますが、どの広報を見ても後期高齢者の負担は減る、そのことは書いてありますが、医療の内容が上限打ち切りとか、診療報酬が長く入院するとどんどん減るとか、お年寄りが病院にしっかりと入院して治療ができるような体制にはなっていない、そういう法律ではない、そういうことについては一切触れていません。総務省であれ、県であれ、莫大なお金を使ってPRしているわけですが、都合のよいことだけを述べています。

こういうことについて、予算の執行がなされているので、私は、これについても反対をしたいと思います。

以上、二つの理由から、私は反対したいと思います。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 次に、原案に賛成する賛成者の発言を許します。

1 番委員。

○委員（附田俊仁君） 私は、平成19年度決算書に賛成いたします。

2010年度新幹線の開業を控え、厳しい財政の中やりくりをされている町長を初め、役場職員の皆様の御苦勞を高く評価しております。

よりまして、この決算を踏まえた上で本年度、20年度の予算の執行、もしくは22年度の予算編成が、るる順調に進みますよう改めてお願いを申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（瀬川左一君） ほかに討論ありませんか。

10 番。

○委員（原子 孝君） 本来、私どもが出張る場面ではございませんけれども、私は、平成19年度本決算を認定すべきであるという立場で討論いたします。

本来であれば福士町政、最後の決算になるだろうとそう思いますし、途中で急ハンドルを切らない限り、そこで長年にわたって行政に携わり、おおむねその重責を全うしてきたと、その姿勢に敬意を払って、今回、この席に立つべき決心をいたしました。町長、ども御苦勞さまです。

そこで、先ほど2番委員が御指摘、認定すべきでないということで御指摘しておりました。あるいは国の制度、あるいは町の将来のビジョンがないと、いささか私も同調できる部分もあるのですけれども、これは片や国の制度であり、一自治体が反対できる立場でもない。まして商工会等町のビジョン、これも新幹線絡みで、これから将来展望が見える中で構築していくべきものであると私はそう思い、本決算においての影響は少ないと、そういうふうに思います。

したがって、私は、平成19年度本決算を認定すべきであるという賛成の立場で、討論を終わります。

○委員長（三上正二君） ほかに討論ありませんか。

11 番委員。

○委員（川村三十三君） 本来であれば、反対・賛成・反対・賛成の討論であるべきだと思うのですが、委員長がそう指名しませんでしたから、私は、強力な賛成でもない。きょうまでの審査の中で、私は、当局に対して法的に不備な点についての決算額が見えると、そういうような点について苦言を呈しましたところ、今年度中において、このことについては一つの結論を見出して、よりよい方向できちっとした決算書をつくり上げると、こういうようなことを表明いたしましたので、私としては、そういう立場から言いますと、反対するわけにはいきません。

しかし、強力に賛成もできないわけでありまして、いずれにいたしましても町当

局が、昨年よりも前向きに決算書をこれからつくるという約束でございますから、そういう意味において、敬意を表しながら、いささか声を小さくして賛成の討論をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（瀬川左一君） 起立多数です。

したがいまして、議案第68号平成19年度七戸町各会計歳入歳出の認定については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上をもって、本委員会に審査付託された事件は、すべて終了いたしました。

お諮りします。

本委員会の報告書の作成は、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 異議がありませんので、報告書の作成等は、委員長に一任決定いたしました。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会します。

以上で、私の職務は終わりました。御協力、ありがとうございました。

閉会 午後2時35分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成20年9月10日

委員長 瀬川 左一